

令和6年4月1日

司法研修所

令和6年度の弁護教官等の謝金について

令和6年度の弁護教官及び弁護所付に支給する謝金（半月の単価）を、下記のとおりとする。

記

1 弁護教官

(1) 繁忙期（4月前半及び翌年3月後半）

ア 2クラス担当	[REDACTED] 円
イ 1クラス担当	[REDACTED] 円
ウ 担当なし	[REDACTED] 円

(2) 繁忙期（12月前半から翌年2月後半まで）

ア 1クラス担当	[REDACTED] 円
イ 担当なし	[REDACTED] 円

(3) 閑散期 ((1)及び(2)以外)

[REDACTED] 円

2 弁護所付

(1) 繁忙期（4月前半から5月前半まで及び11月前半から翌年3月後半まで）

[REDACTED] 円

(2) 閑散期 ((1)以外)

[REDACTED] 円